

事前評価調書

I 事業概要						
事業名	農業農村整備事業（たん水防除事業）					
地区名	前新田2期地区					
事業箇所	刈谷市中川町					
事業のあらまし	<p>本地区は、刈谷市の南西部に位置し、刈谷市の南部を東西に流れる二級河川猿渡川および下り松川に挟まれた、川沿い約4,200m、幅300mの流域面積123.9haの水田地帯であり、水稻、大豆を中心に、だいこん、キャベツ等の野菜栽培が行われる農業地域である。</p> <p>本地区の排水対策としては、平成8年に県営湛水防除事業 前新田地区として計画され平成10年度に五新田排水機場が設置されて地区内の排水対策が確立された。しかしながら、経年劣化に起因する排水機の機能低下、地区内開発による流出量の増加および地区外開発による外水位の上昇から既存の排水施設では排水能力に不足が生じている。その結果、排水状況が悪化し、農地・農業用施設等の湛水被害が年々顕在化してきている。</p> <p>この被害を防除するため、たん水防除事業で排水機場の更新を実施して、農業経営の合理化及び民生の安定を図る。</p>					
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <p>農地の湛水被害を防止し、農業経営の安定化を図る。 （基準雨量：287mm/3日、1/20年確率雨量）</p>					
事業費	事業費		内訳			
	10.0億円		■工事費 8.0億円、■用補費 0.4億円、■その他 1.6億円			
事業期間	採択予定年度	平成28年度	着工予定年度	平成29年度	完成予定年度	平成34年度
事業内容	<p>排水機場 1箇所</p> <p>・前新田排水機場（φ800×2台）</p>					
II 評価						
①事業の必要性	1) 必要性	<p>本地区の排水先である猿渡川は、降雨時の河川水位の上昇や衣浦湾の潮位の影響で地区内水路からの自然排水が困難になるため、排水機場による排水を行っている。また、近年では混住化が進展し開発が進んだことによる流出量の増加や、排水機場の老朽化による排水能力の低下などにより、大雨による湛水被害の恐れが高まっている。</p> <p>下流部にある昭和46年度設置の前新田旧排水機場は、44年、昭和57年度設置の前新田新排水機場は、33年が経過、また、中流域にある平成10年度設置の五新田排水機場は17年が経過し、下流部の2排水機場は特に老朽化が進んでいることから、湛水被害を防止するためには早急に更新を行い地区の排水能力を向上する必要がある。</p>				
	判定	A	<p>A： 現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B： 現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。</p> <p>【理由】</p> <p>降雨時における排水を農業用排水機場に依存する地域であり、老朽化した排水機場を速やかに更新し排水能力を向上する必要があるため。</p>			

②事業の実効性	1) 事業計画	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> <th>H33</th> <th>H34</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">工種 区分</td> <td>調査・設計</td> <td colspan="2">←→</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>用地補償</td> <td colspan="2">←→</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事</td> <td colspan="7">←→</td> </tr> <tr> <td>・機場工</td> <td colspan="2">←→</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・建屋工</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td colspan="2">←→</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・機械工</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td colspan="2">←→</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・撤去工</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>←→</td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業費(億円)</td> <td colspan="5">8.0</td> <td colspan="2">2.0</td> </tr> </tbody> </table>									H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	工種 区分	調査・設計	←→							用地補償	←→							工事	←→							・機場工	←→							・建屋工				←→				・機械工					←→			・撤去工							←→	事業費(億円)		8.0					2.0	
			H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34																																																																										
	工種 区分	調査・設計	←→																																																																																
		用地補償	←→																																																																																
工事		←→																																																																																	
・機場工		←→																																																																																	
・建屋工					←→																																																																														
・機械工						←→																																																																													
・撤去工								←→																																																																											
事業費(億円)		8.0					2.0																																																																												
2) 地元の合意形成	本地区は土地改良法に基づく申請事業であり、地元の合意形成が図られている。																																																																																		
判定	A	A : 事業計画の実効性が期待できる。 B : 事業計画の実効性が期待できない。																																																																																	
	【理由】	事業計画に無理がなく地元の合意形成も図られており、実効性が期待できる。																																																																																	
III 対応方針																																																																																			
事業実施が 妥当である。	事業実施が妥当である。: 上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。: 上記以外のもの。																																																																																		
IV 事後評価実施の有無と主な評価内容																																																																																			
<input checked="" type="checkbox"/> 対象(事業完了後 年目) <input type="checkbox"/> 対象外 【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】 【主な評価内容】 本事業は想定規模と同等の降雨がなければその効果を検証できないため、事業完了後5年以内に想定規模と同等の降雨が発生した場合にその効果を検証する。																																																																																			